

平成31年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月14日）

建設委員会

【所管関係】

- | | | | |
|---------|---------------------------------------|---------|---|
| ○ 技術管理課 | 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する秋田県
計画（案）について | ・ ・ ・ ・ | 1 |
| ○ 下水道課 | 秋田県下水道事業経営戦略（案）について【概要版】 | ・ ・ ・ ・ | 3 |
| ○ 河川砂防課 | 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について | ・ ・ ・ ・ | 4 |

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 秋田県計画（案）について

平成31年2月14日
技術管理課

1 目的

- ・建設業における労働災害の発生状況や建設工事従事者の高齢化の進行に鑑み、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する施策の推進と、中長期的な担い手の確保が急務
- ・「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」に基づき、建設業の現状や地域の実情を踏まえた県計画を策定し、施策や取組を推進

2 これまでの経緯

- ・県と関係機関等との意見交換会を開催（平成30年3月）
- ・秋田県計画策定のための調整会議を3回開催
（平成30年7月、10月、平成31年1月）
- ・各建設関係団体における現状と課題について、アンケート調査を実施
- ・調整会議における意見交換や検討を踏まえ、県計画（案）を取りまとめ

3 県計画（案）の施策や取組について

（別紙参照）

<県計画（案）における主な取組>

- 1) 実態調査の実施（新規）
 - ・県発注工事の現場で、発注者から支払われた安全衛生経費や法定福利費及び労務費などが、下請までどのように行き渡っているか、実態を把握する
- 2) 週休二日に対応した標準的な工期の活用（新規）
 - ・週休二日の普及推進を図るため、県発注工事における一般的な土木工事について、週休二日に対応した標準的な工期とする
- 3) 業界団体、関係機関で構成する推進協議会（仮称）での情報交換と発信（新規）
 - ・県計画のフォローアップ

4 推進体制

- ・秋田県計画の成案（平成31年3月）
- ・調整会議から移行した「秋田県建設工事従事者安全健康確保推進協議会（仮称）」において関係機関と連携し、施策や取組の着実な推進とフォローアップを実施

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する秋田県計画（案）の施策や取組の概要

別紙

基本的な方針	総合的かつ計画的に講ずべき施策	主な取組	備考
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等		
	(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 ・安全衛生経費の適切な積算、下請負人までの確実な支払い (2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 ・休日等の日数を確保するなど適切な工期設定、適切な工期延長 ・計画的な発注等による施工時期の平準化	➤ 実態調査の実施（安全衛生経費、法定福利費、労務費など） ➤ 専門的知識や経験を有する者（アドバイザー）の活用 ➤ 週休二日に対応した標準的な工期の活用 ➤ 週休二日工事の拡大と、週休二日による掛かり増し経費の適切な計上、工事成績評定での加算（モデル工事等） ➤ 債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期の平準化	【新規】 【新規】 【新規】 【拡充】 【拡充】
2. 設計、施工等の各段階における措置	2. 責任体制の明確化		
	・元請負人と下請負人の適切な役割分担、適正な契約締結のための法令遵守 ・下請契約における建設業者による適切な安全衛生対策、安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援	➤ 建設業法令遵守等講習会の開催により、建設業法令遵守の徹底 ➤ 下請等実地調査等を通じて下請負代金が適切に支払われるよう指導	【拡充】 【継続】
	3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施		
	(1)建設業者間の連携の促進 ・労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底	➤ 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施	【継続】
	(2)一人親方等の安全及び健康の確保 ・一人親方等の業務災害の把握、建設業者による一人親方への安全健康の配慮	➤ 関係機関・団体等が開催する講習会等情報をホームページでPR ➤ 一人親方等の業務災害の把握	【新規】 【継続】
	(3)特別加入制度への加入促進等 ・一人親方等に対する労災保険特別加入制度への加入促進	➤ 労災保険特別加入制度について、関係団体との意見交換やホームページ等による周知、啓発 ➤ 建築確認申請者に対し、リーフレットによる啓発の推進	【新規】 【新規】
4. 建設工事の現場の安全性の点検等			
(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進 ・建設業者によるリスクアセスメントの実施、工事現場の点検を行う者の能力向上 (2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進 ・危険を伴う作業等を減少させる i-Construction の推進、生産性向上に配慮した安全な工法等の普及促進 ・高齢者等に配慮した作業方法や作業環境の改善	➤ 工事事務事例の情報発信 ➤ 業界団体、関係機関で構成する推進協議会（仮称）での情報交換と発信 ➤ ICT活用工事の拡大と、必要経費の適切な計上、工事成績評定での加算（モデル工事等） ➤ 「美の国あきた i-Construction 推進協議会」におけるICT活用工事の普及促進や研修等による啓発 ➤ 建設ICT研修拠点「i-Academy 恋地」における研修会等の実施（ICT東北推進協議会）	【新規】 【新規】 【拡充】 【拡充】 【拡充】	
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発		
	(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進 ・労働安全衛生法で定めた法定教育の実施、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育促進 (2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 ・建設業者等が実施している建設工事現場に関する安全健康確保の取組など情報発信、健康相談窓口の周知と活用を促進	➤ 工事事務事例の情報発信（再掲） ➤ 業界団体、関係機関で構成する推進協議会（仮称）での情報交換と発信（再掲） ➤ 秋田県発注者協議会等を通じて市町村との情報共有と取組の普及促進	【新規】 【新規】 【新規】
	6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化		
(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等 (2)墜落・転落災害防止対策の充実強化 ・墜落・転落災害の更なる減少に向け、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底	➤ 建築確認申請者に対し、リーフレットによる啓発の推進（再掲） ➤ 関係機関・団体等と連携した合同安全パトロールの実施（再掲）	【新規】 【継続】	
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策		
	(1)社会保険の加入の徹底 ・法定福利費の適切な確保、社会保険等の加入を促進	➤ 秋田県建設業社会保険加入推進地域会議での情報共有と加入促進	【継続】
	(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	➤ 建設キャリアアップシステム活用について、周知と加入促進	【継続】
	(3)「働き方改革」の推進 ・適正な工期設定、週休二日の推進等による休日確保、適切な賃金水準の確保など働き方改革の推進	➤ 実態調査の実施（安全衛生経費、法定福利費、労務費など）（再掲） ➤ 専門的知識や経験を有する者（アドバイザー）の活用（再掲） ➤ 建業界団体、関係機関で構成する推進協議会（仮称）での情報交換と発信（再掲）	【新規】 【新規】 【新規】
	8. 担い手確保・育成の推進 【秋田県独自項目】		
・生産性の向上等による建設工事従事者の処遇改善に加え、その成果や建設産業全体の魅力を積極的に発信することにより担い手を確保	➤ 「秋田県建設産業担い手確保育成センター」による、建設産業の広報・マッチングや女性活躍推進、人材育成等の取組を積極的に実施し、担い手の確保・育成を推進 ➤ 女性技術者登用工事の拡大と必要経費の適切な計上、工事成績評定での加算（モデル工事等）	【拡充】 【拡充】	

○策定の趣旨(第1章)／進行管理(第6章)

- 対象事業 : 流域下水道事業(2流域5処理区)、十和田湖特定環境保全公共下水道事業
- 目的 : 経営基盤の強化と効率的かつ安定的な運営、サービスの継続的な提供
- 位置づけ : 今後の流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営の根幹であり、中長期的な事業運営の指針
- 対象期間 : 10年間(平成31年度～平成40年度)
- 進行管理 : 「流域下水道事業連絡協議会等」で、施策の進捗状況を報告し、意見を反映するとともに、秋田県公式ウェブサイトで公表



○現状と課題(第2章)／経営理念と基本方針(第3章)／取組方針・施策と具体的な取組(第4章)

○投資計画・財政計画(第5章)

経営理念 **快適で安心できるくらしときれいな水環境への貢献**

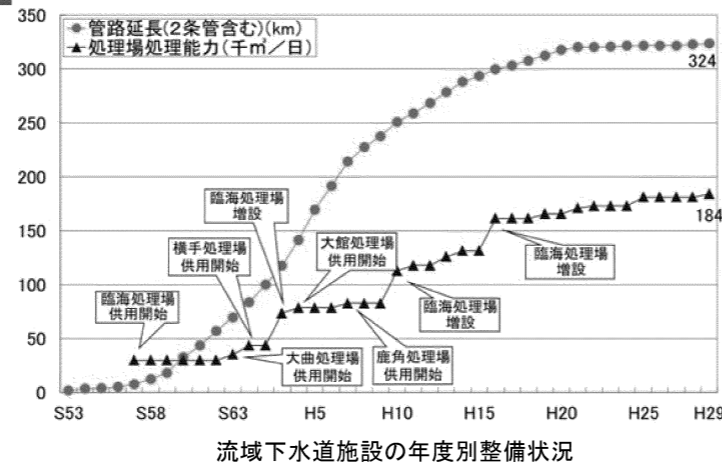
取組方針1 安定した下水道サービスの提供

施策: 普及拡大及び接続の促進

- 下水道の普及状況は全国平均より低く、整備の進捗に市町村でバラツキがある
- ⇒下水道整備率(人口ベース)
H29実績 90.0% → H40目標 97.0%

施策: 下水道施設の適切な改築・更新

- 膨大なストック(管路延長324km、処理場処理能力184千m³/日)を保有
- ⇒平成31年度までに「ストックマネジメント計画」を策定
- ⇒効率的な維持管理及び改築・更新



取組方針2 安全安心なまちづくりの推進

施策: 施設の耐震化

- 耐震化を有している施設は、管路約80%、ポンプ場約61%、処理場約79%
- ⇒平成34年度までに「下水道総合地震対策計画」を策定
- ⇒管路、ポンプ場、処理場の耐震化推進

施策: 危機管理体制の強化

- 平成27年度に「流域下水道業務継続計画」を策定
- ⇒「流域下水道業務継続計画」に基づく訓練実施

取組方針3 経営基盤の強化

施策: 公営企業会計への移行

- 施設・設備の老朽化や料金収入の減少が見込まれる中で、経営・資産の正確な把握が必要
- ⇒平成32年度に公営企業会計へ移行

施策: 県内市町村への施策の促進・支援

- 関連市町村における接続率の向上や適正な使用料設定、普及拡大が必要
- ⇒勉強会・意見交換会を開催
- ⇒地方公営企業法適用への支援

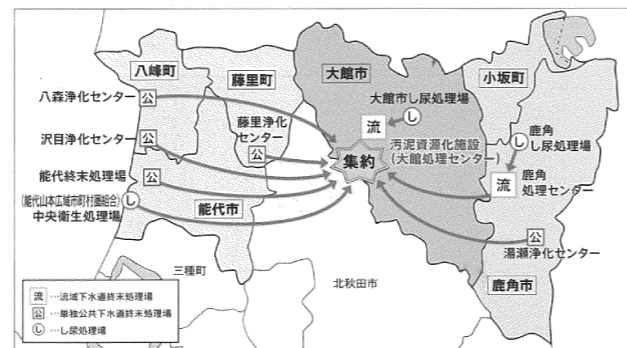
取組方針4 広域化・共同化の推進

施策: 流域下水道と市町村の下水道施設との統合

- 人口減少及び有収水量の減少等、厳しい経営状況にある
- ⇒平成32年を目標に、秋田市八橋終末処理場の汚水処理機能を秋田臨海処理センターへ統合
- ⇒「秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づき、下水道と農業集落排水・し尿処理施設を統合

施策: 汚泥の集約処理

- 社会情勢の変化に柔軟に対応できるシステムの構築が必要
- ⇒平成32年度から県北地区3市3町1組合の下水道終末処理場や、し尿処理場から発生する汚泥を、大館処理センターの汚泥処理施設で集約処理、資源化
- ⇒その他地域(県央・県南)の広域汚泥資源化を推進

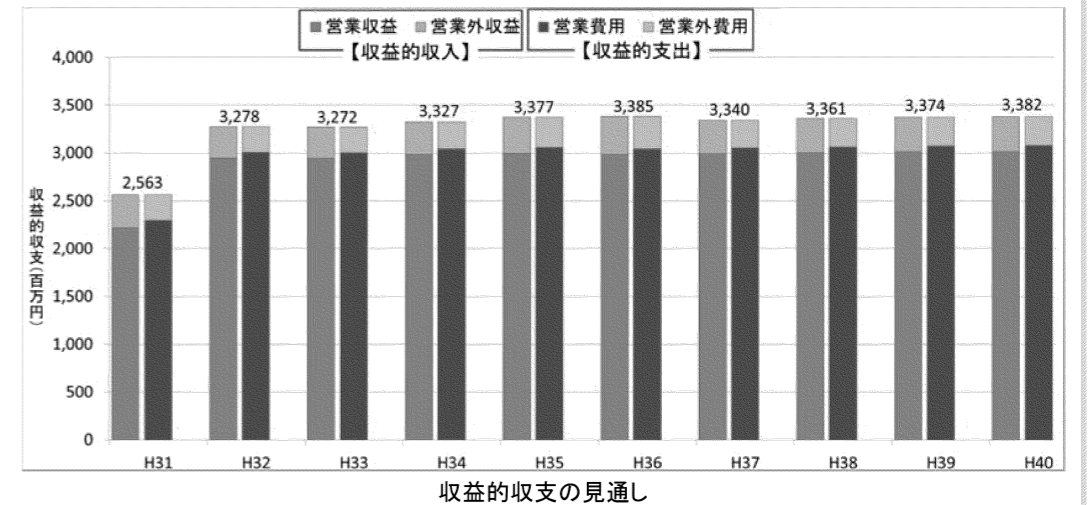


県北地区の広域汚泥資源化事業

今後10年間の収支見通し

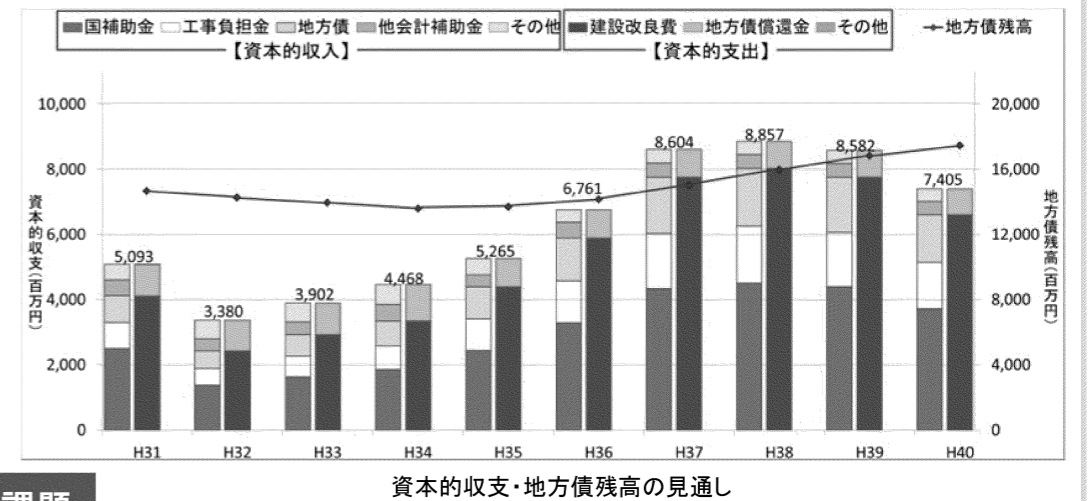
収益的収支

- 平成32年度は秋田市八橋終末処理場の汚水処理機能を秋田臨海処理センターへ統合することにより営業収益及び営業費用の増加が見込まれる
- 平成32年度以降は年平均33億円前後で推移することが見込まれる



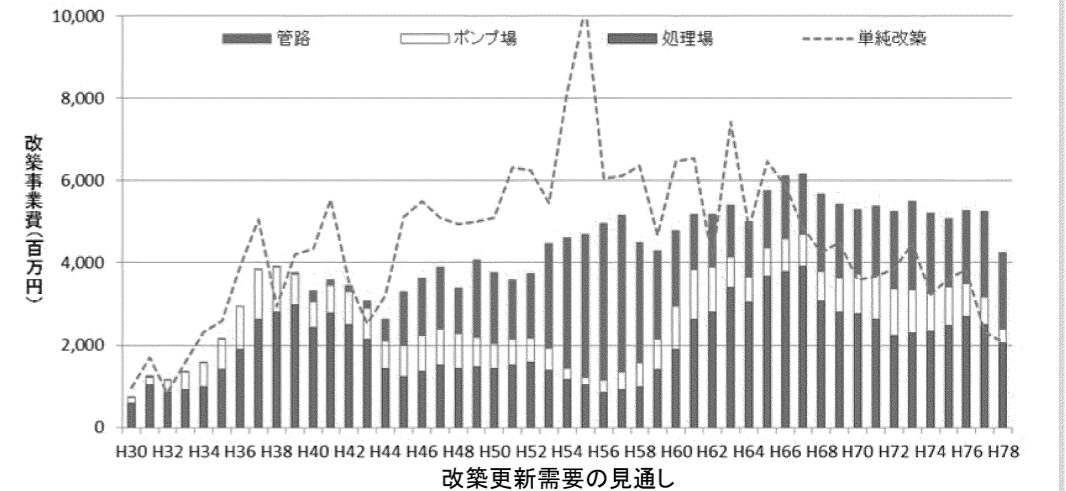
資本的収支・地方債残高

- 建設改良費は改築・更新需要の見通しにより当面は増加傾向が見込まれる
- 地方債残高は当面は減少傾向にあるが、建設改良費の見通しにより増加傾向が見込まれる



収支見通しに関する課題

- 目標耐用年数で改築更新する場合大幅な事業費の増加が見込まれ、市町村の建設費負担金や維持管理負担金への影響が懸念される
- 「ストックマネジメント計画」に基づき、施設・設備の健全性を調査し、改築・更新費用の平準化を図る必要がある



※目標耐用年数(標準耐用年数の1.5倍(土木・建築75年、機械・電気25年))で更新する場合

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

平成31年2月14日
河川砂防課

1 目的

- ・国では、激甚災害によりがけ地に崩壊が発生している箇所において、崩壊防止対策を実施する市町村へ事業費の2分の1以上の補助を行う都道府県に対し、事業費の2分の1を限度として補助する事業を平成元年度に創設
- ・県においては、昨今の地震・豪雨による激甚な災害が頻発している状況を踏まえ、この事業を活用して市町村へ補助できるよう補助金交付要綱を定めて新たに事業創設

2 事業の概要

事業名	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
事業主体	市町村
補助金の率(案)	3/4 (国費: 1/2、 <u>県費: 1/4</u>)
補助要件	激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の要件に該当するもの ①高さ5m以上、傾斜度30度以上の自然斜面 ② <u>人家2戸以上</u> に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所 ③1箇所の事業費が6百万円以上 等
補助対象	事業の遂行に直接必要な工事費(本工事費、測量及び試験費、補償費)
事業期間	災害発生年度を含めおおむね3年以内
予算計上	対象案件の発生に応じ補正予算計上(8款3項4目 緊急砂防事業費)
事業根拠	「秋田県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱」 (平成31年4月1日施行予定)による

【参考】

- (1) 激甚災害の要件
 - ・激甚災害に指定されている、または指定されることが確実であること
 - ・公共土木施設又は農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となること
- (2) 他道県の状況
 - ・平成29年度末現在25道県で要綱作成済み、28年度実績は4県で約70億
 - ・県補助率は0~4/10だが、1/4が半数以上(各道県の裁量による)
- (3) 関連する人家5戸未満のがけ崩れ対策事業
 - ・山地災害危険地区において市町村が行うがけ対策への県の補助制度として、農林水産部所管の「局所防災事業」が昭和41年度に創設(8/10補助)
 - ・山地災害危険地区以外での補助制度として「局所がけ崩れ対策事業」が平成23年度に創設(1/2補助)